

重要事項説明書

訪問看護の提供開始にあたり厚生労働省第 37 号の第 8 条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 事業所概要

事業者名称	訪問看護リハビリステーション三朝温泉病院
所在地	鳥取県東伯郡三朝町山田 690
代表者名	会長 安梅 正則
電話番号	0858-43-5288 FAX 0858-24-6249

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

- (1) ステーションは訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅療養ができるよう支援します。
- (2) 事業の運営にあたり、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。

(3) 関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 本事業所の職員体制

訪問看護師常勤（管理者含む） 3 名以上

理学療法士・作業療法士 2 名以上（兼務） 事務員 1 名（兼務）

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日 12 月 31 日～1 月 3 日

5. 通常の営業エリア

東伯郡三朝町、倉吉市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町

6. 利用料

○利用料として介護保険法第 41 条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる

費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。

○利用者は、訪問看護リハビリステーション三朝温泉病院料金表に定めた訪問看護サ

ービスに対する所定の利用料および、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

○利用料は、口座振替または現金にてお支払いいただきます。

【介護保険】訪問看護リハビリステーション三朝温泉病院 料金表 R6.6.1 改訂

サービス内容	予防訪問看護	訪問看護	1 割負担	2 割・3 割
2 0 分未満訪問看護 2 0 分未満の利用は 2 4 時間体制と、1 回/週は 2 0 分以上の定期的な訪問看護が行われている場合に可能	303 単位	314 単位	円/回	
30 分未満	451 単位	471 単位	円/回	
30 分以上 60 分未満	794 単位	823 単位	円/回	
60 分以上 90 分まで	1090 単位	1128 単位	円/回	
理学療法士等による訪問（1 回 20 分以上）6 回/週まで 1 回 40 分以上：20×2 回 3 回/週まで 1 日 2 回超は 90/100 予防 50/100 開始月から 12 月超の予防看護は 1 回につき 5 円減算	284 単位	294 単位	円/回	
早朝・夜間加算 夜間 18～22 早朝 6～8	基本単位 25%増			
深夜加算 深夜：22～6	基本単位 50%増			
サービス提供体制強化加算	6 単位/1 回		6 円/回	
緊急時訪問看護加算 1 月以内の 2 回目以降早朝・夜間・深夜の緊急訪問は早朝・夜間・深夜加算を算定			600 円/月	
特別管理加算			I：500 円/月 II：250 円/月	
ターミナルケア加算 死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上ケアを行った場合		2500 単位	2500 円/回	
長時間訪問看護加算（1 時間 30 分超）特別管理対象者	300 単位		300 円/回	
複数名訪問看護加算 I	30 分未満	254 単位	254 円/回	
	30 分以上	402 単位	402 円/回	
初回加算（新規 月 1 回）	300 単位		300 円/回	
退院当日の訪問 あり	350 単位		350 円/回	
退院時共同指導加算	600 単位		600 円/回	
特別地域訪問看護加算	基本利用料 15/100 加算			

【その他の費用】

訪問にかかる交通費	三朝町・倉吉市・湯梨浜町・北栄町は不要
死後の処置料	10000 円

利用者様の状態、提供内容により各種加算を算定いたします。加算の内容につきましては別紙の「訪問看護の加算に関する説明・同意書」をご参照ください。

【医療保険】 訪問看護リハビリステーション三朝温泉病院 令和 8 年 6 月 1 日改訂

訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費（Ⅰ）			
看護師・保健師	週 3 日まで 5550 円		週 4 日目以降 6550 円
理学療法士等	5550 円		
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住者で同一日複数者			
看護師・保健師	(1)同一日 2 人	①週 3 回目まで 5550 円	②週 4 日目以降 6550 円
	(2)同 3 人以上	①同 2780 円	②同 3280 円
理学療法士等	(1)同一日 2 人	5550 円	
	(2)同 3 人以上	2780 円	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）入院患者の外泊中の訪問看護：8500 円			
厚生労働大臣が定める疾病等 特掲診療料 別表第 7 ※	特別管理加算対象者 特掲診療料 別表第 8 ※		外泊に当たり訪問看護が 必要と認められる者

※別表第 7、第 8 につきましては

「訪問看護加算に関する説明・同意書」の別紙 1 の特別な管理を必要とする患者様(別表第 8)、
別紙 2 の厚生労働大臣が定める疾病等（別表第 7）をご参照ください。

訪問看護管理療養費

1. 月の初日・・・7710 円

2. 月の 2 回目以降・・・3010 円

注：特別指示書による訪問看護（週 4 日以上 of 計画的訪問が必要）：医療保険で回数制限のある方に対して医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示書がでた場合、1 月につき指示の日から 14 日を限度として（但し ア.気管カニューレを使用している状態 イ.真皮を越える褥瘡の状態の方については月 2 回まで）毎日の訪問看護が可能となります。

基本療養費・管理療養費に加え、利用者様の状態、提供内容により各種加算を算定いたします。加算の内容につきましては別紙の「訪問看護の加算に関する説明・同意書」をご参照ください。

7. 緊急時の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変などが生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所へ連絡します。

8. 事故発生時の対応

(1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

9. 感染症蔓延及び災害発生時の対応

(1) 感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第3者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。

11. 虐待防止について

事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

12. ハラスメント対策強化の取り組みについて

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

○事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な

範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求など、性的な嫌がらせ行為

上記は当該法人職員、取引先事業所の方、ご利用者、その家族などが対象となります。

○事案が発生した場合は即座に対応し、再発防止策を検討します。

○職員に対し、ハラスメントに対する基本的な研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け現場における発生状況の把握に努めます。

○ハラスメントと判断された行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約などの措置を講じます。

13. 身体拘束の禁止について

利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急のやむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間等を記載し経過観察記録や検討記録等の整備、適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとします。事業所は職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施するものとします。

14. 第三者評価の実施状況 無し

15. サービス内容に関する苦情申し立て窓口

担当窓口 ○訪問看護リハビリステーション三朝温泉病院 担当者 牧田愛

電話番号 0858-43-5288

○市町村の苦情相談窓口 三朝町 福祉課

電話番号 0858-43-3506 その他各市町の苦情相談窓口

○鳥取県国民健康保険団体連合会 審査管理課 苦情相談窓口